

佐久市青少年健全育成審議会会議録（概要）

日 時 平成28年5月30日（月）
午前9時30分～午前10時40分
会 場 野沢会館2階 中会議室

委嘱書交付

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 自己紹介（審議会委員・事務局）
- 4 役員選出 会長 堀内 ふき 副会長 高畑 一彦
- 5 あいさつ（会長・副会長）
- 6 報告事項

（1）佐久市有害図書類等の規制に関する条例について

ア 経過について：資料1

イ 条例の概要について：資料2

（2）県内の有害自動販売機の設置状況について：資料3

質疑応答

委員：この長野県下の中で新設されたというような事例はあったか。

事務局：上伊那地域の伊那市、福島に平成26年度11月以降に3台新設されています。

委員：佐久市には条例もあり、有害自動販売機は全て撤去されているが、ことあるごとにPRをする必要がある。

事務局：5月25日の区長会総会にて、土地を貸さないよう依頼した。11月には県より配布される「有害自動販売機NO!」のちらしを全戸回覧する予定。各地域でも設置されないよう、目を光らせていただきたい。

委員：コンビニ等にも有害図書類は置いてあるため、コンビニに自主規制等をお願いできればよい。

事務局：現在、コンビニや書店には少年センター補導委員が直接伺い、啓発・指導をしています。

委員：土地を貸さないよう啓発しているが、無断で設置する人がいるのではないか。

事務局：過去に設置された際にも届け出があり、他人の土地に無断で置くことは違法になります。

委員：県単位で規制をしないと有害自動販売機はなくならないのではないか。

事務局：長野県ではまだ条例ができておらず、現在審議している条例は、有害図書に関するものではありません。

委員：佐久市から東信の他市町村へ働きかけが必要なのではないか。

事務局：東信4市の会議で機会があれば、話をしていきたい。

委員：以前自動販売機が設置されていたが、子ども達へ大きな影響があったわけではないのではないか。タバコのほうがよっぽど有害なのではないか。

事務局：この審議会は有害図書類等の規制に関する条例に基づいた内容について審議をいたします。たばこに関しては、関係機関の取り組みを確認し、連携しながら機会をとらえて啓発していただくよう、呼びかけていきます。

7 その他

8 閉会